



松庵だより

第720号 7月号
令和7年6月30日
杉並区立松庵小学校



「6月はふれあい月間です」

生活指導主任

梅雨の合間に差す、晴れ間の日差しが日に日に強くなり、夏の訪れを感じられるようになってきました。6月は引き渡し訓練、セーフティ教室、ふれあい月間と、子供たちの安全教育に関わる取り組みがたくさんありました。加えて、水泳指導も始まり、安全教育について教職員一丸となり指導にあたっています。

さて、表題の通り、6月は「ふれあい月間」です。東京都では、毎年6月・11月・2月を「ふれあい（いじめ防止強化）月間」とし、都内全ての小・中学校で、いじめを未然に防止し、子どもたちの健全育成を目指して取り組みを行っています。また、先日の朝会では、「杉並区子どもの権利に関する条例」「杉並区いじめの防止等に関する条例」の施行にあたって、杉並区教育委員会教育長のメッセージを子どもたちに伝えました。

松庵小でも、「松庵小学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員間で共有し、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」を目指して、指導しています。「松庵小学校いじめ防止基本方針」は松庵小学校のホームページに掲載しております。今回はその一部を紹介します。

基本方針1 いじめを「防ぐ」

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために心の教育を推進します。日々の道徳の授業を充実させるとともに、12月には道徳授業地区公開講座を実施します。また、全学年で情報モラル教室を実施し、子供たちがインターネットを巡るトラブルに巻き込まれないように指導します。その他にも、縦割り班などの異学年交流活動や様々な活動を通して、児童が自分と向き合い、周りとのかかわりの中で、共に生きることの大切さに気付き、体得できるような活動を取り入れます。

基本方針2 いじめに「気付く」

日頃から児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。年に3回実施する「ふれあいアンケート」を活用して児童の思いを聞き取ったり、スクールカウンセラーによる面談を行ったりするなどして、いじめの早期発見に努めます。

基本方針3 いじめから「守る」

いじめの兆候を発見した時は、いじめられた子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な対応を行います。担任はじめ、関係する教職員で構成する「松庵小いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応します。また、学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携して解決に取り組みます。

子どもたちが安心して学校に通えるように、様々な活動や授業を通して、心の育成を目指していきます。上記で紹介した様々な活動を知っていただき、学校・保護者・地域が連携して子どもたちの成長を見守っていきたいと思います。